

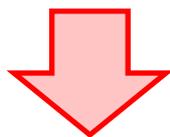
留学生の適切な受入れの徹底 に向けて

令和7年2月26日(水)

東京都生活文化スポーツ局私学部私学行政課

留学生の違法活動防止のための連絡協議会

協議会が設置された当時、違法活動によって逮捕・摘発された外国人に多くの留学生が含まれていたほか、犯罪被害に巻き込まれる留学生が跡を絶たなかった。



学校による指導の重要性

平成15年10月に関係機関による協議会を設置し、留学生の違法活動を未然に防止するため課題について協議。

《構成》

- 文部科学省・東京出入国在留管理局・警視庁・東京都
- 新宿区・台東区・渋谷区・豊島区・武蔵野市
- 一般財団法人日本語教育振興協会
- 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

専門学校等の現地調査

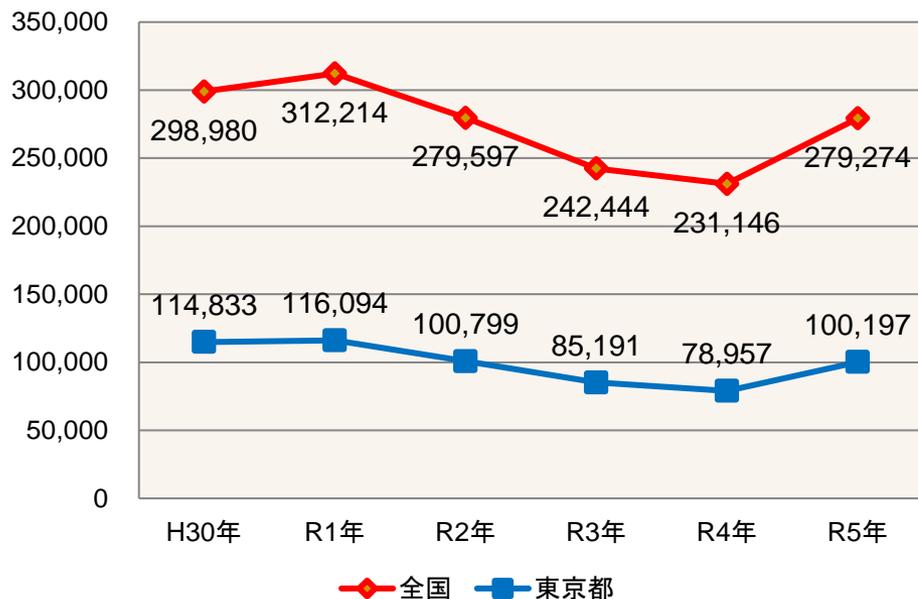
- ・「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針(H17.3.29制定)」に基づき指導等行う。

教職員へ啓発

- ・「留学生指導担当者相談窓口」設置(委託事業)
- ・「留学生担当教職員研修会」等(教職員対象)
- ・「留学生に対する生活指導等講習会」(学校関係者対象)

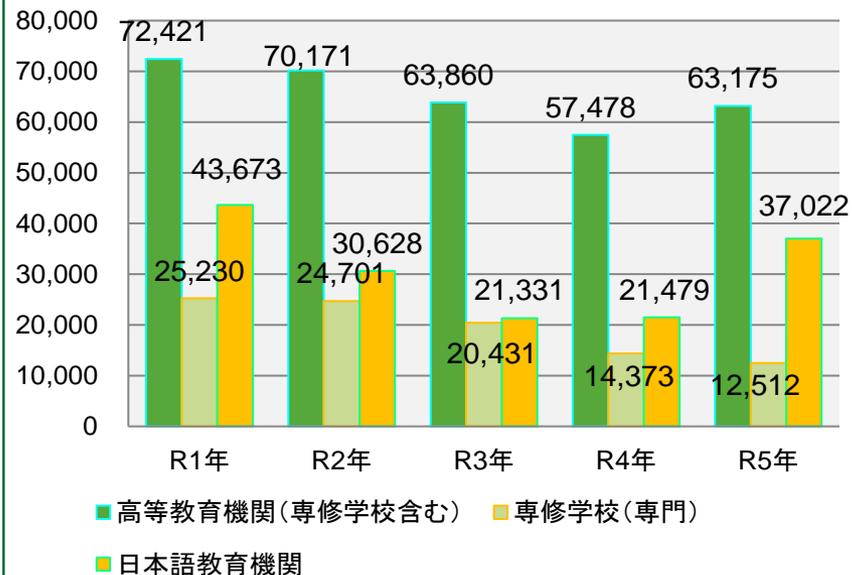
留学生数

留学生数



都内留学生数

(人)



留学生数の推移

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
全国	298,980	312,214	279,597	242,444	231,146	279,274
都内	114,833	116,094	100,799	85,191	78,957	100,197
全国比 (%)	38.4	37.2	36.1	35.1	34.2	35.9

※「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により我が国の大学(大学院を含む。)、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生

※各年の5月1日現在の数値。 独立行政法人日本学生支援機構まとめ。

都内の留学生数

	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年
高等教育機関(内訳)	67,297	72,421	70,171	63,860	57,478	63,175
専修学校(専門課程)	23,421	25,230	24,701	20,431	14,373	12,512
日本語教育機関	47,536	43,673	30,628	21,331	21,479	37,022

※高等教育機関、日本語教育機関の数値は(独)日本学生支援機構まとめ((各年5月1日現在)。

※専修学校(専門課程)の数値は東京都まとめ。

留学生数

出身国・地域(都内専修学校(**専門課程**))

※令和5年5月時点

1 上位順

	平成18年	令和3年	令和4年	令和5年
1	中国 (6,696)	中国 (9,794)	中国 (6,654)	中国 (5,532)
2	韓国 (3,016)	ベトナム (5,373)	ベトナム (3,908)	ベトナム (2,522)
3	台湾 (697)	韓国 (1,072)	韓国 (886)	韓国 (895)
4	ネパール (317)	ネパール (758)	台湾 (542)	ネパール (795)
5	スリランカ (269)	台湾 (607)	ネパール (366)	台湾 (675)
6	バングラデシュ (261)	ミャンマー (589)	ミャンマー (266)	香港 (320)
7	ベトナム (204)	ウズベキスタン (307)	香港 (248)	ミャンマー (278)

2 出身地域(令和5年)

地域	人数	%
アジア	11,886	95.0
ヨーロッパ	408	3.3
北米	84	0.7
中南米	81	0.6
アフリカ	18	0.1
大洋州	18	0.1
中東	17	0.1

※東京都私学部私学行政課まとめ。

学校調査

【問題点】* R6年度調査結果から

- 1 出欠管理
- 2 経費支弁
- 3 アルバイト
- 4 帰国指導(進路)

学校調査

1 出欠管理 管理指針第3の4(1)～(3)

- (1) 出欠管理の徹底
- (2) 長期欠席者等への対応
- (3) 指導方針

(積極的取組の事例)

(不十分な事例)

学校調査

2 経費支弁(管理指針第1の4)

(1) 入学選抜時

- ・日本にある日本語学校からの入学をもって判断しない。
- ・入学経緯にかかわらず十分に確認する。

(2) 入学後

- ・「**随時**」確認する(管理指針第1の4)

(積極的取組の事例)

定期のオリエンテーション、定期面談の機会を利用。
生活費の支弁状況、アルバイト状況のヒアリング。
送金証明や通帳の写しで確認。

学校調査

2 経費支弁(管理指針第1の4)

(1) 入学選抜時

(問題のあった事例)

海外から直接受け入れる際は確認しているが、日本にある日本語学校からの受入れの場合、経費支弁能力は確認していなかった。

→

学校調査

2 経費支弁(管理指針第1の4)

(2) 入学後

(問題のあった事例)

入学時に学費全額を納付させているので問題ないと判断した。

→

Q 在留期間更新申請時のタイミングは？

→

学校調査

3 アルバイト(管理指針第3の4(8)(9))

(地方出入国在留管理局の資格外活動許可)

- 学業の活動を行っていること
- 教育機関在籍中に限ること
- 学業に支障がないこと

* 風俗営業店等で行うものではない場合に限る(1週間28時間以内。学則が定める長期休業期間中の場合は別)。

3 アルバイト(管理指針第3の4)

- 雇用主、労働内容、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を「常時」、「正確に」把握
【管理指針第3の4(8)】
- 風俗営業や風俗関連営業が営まれている営業所において行うもの等は認められていないこと
【管理指針第3の4(9)】

3 アルバイト(管理指針第3の4)

■ 情報の正確性

勤務先、所在地、連絡先、仕事の内容、責任者名(店長等)、時給、勤務時間、勤務曜日、勤務時間帯など。

⇒

(実際の事例)

・
・

■ 定期的な確認

⇒

■ 稼働実績

⇒

3 アルバイト(管理指針第3の4)

不十分な例

アルバイト報告書

学生情報	氏名	〇〇 〇〇
	学籍番号	1234567
勤務先情報	会社名	△△△△△
	住所	〇〇区××町
	責任者氏名	
	電話番号	03-××××-××××
業務内容	そうじ	
時給	1,120円	
勤務時間	5時~10時	

【追加すべき項目例】

- ① 申告日
→
- ② 複数のアルバイト
→
- ③ 勤務先の業種、店舗名
→
- ④ 曜日ごとの勤務時間
→
- ⑤ 週の勤務時間
→
- ⑥ 職員の確認者欄
→

(事例)

学校調査

4 帰国(管理指針第4)

(1) 帰国予定卒業生の出国確認

⇒ 在留期間が残っているが問題ないか？ →

- ・ 帰国前… 帰国便の航空券
- ・ 帰国後…

①

②

(問題のあった事例)

-
-
-

4 帰国(管理指針第4)

(2) 進学or就職?

⇒進学先の入学事実

- 入学許可書(合格通知は不十分)と「_____」
-

⇒就職先の内定事実

- 内定通知書と「_____」
-
-

4 帰国(管理指針第4)

(3) 継続就職活動

卒業前から行っている就職活動を卒業後も継続する場合、出入国在留管理庁から、在留資格「特定活動」に変更許可を受け、就職活動を行うことができる。

※条件に該当すること。詳細は最寄りの地方出入国在留管理局へお問い合わせください。

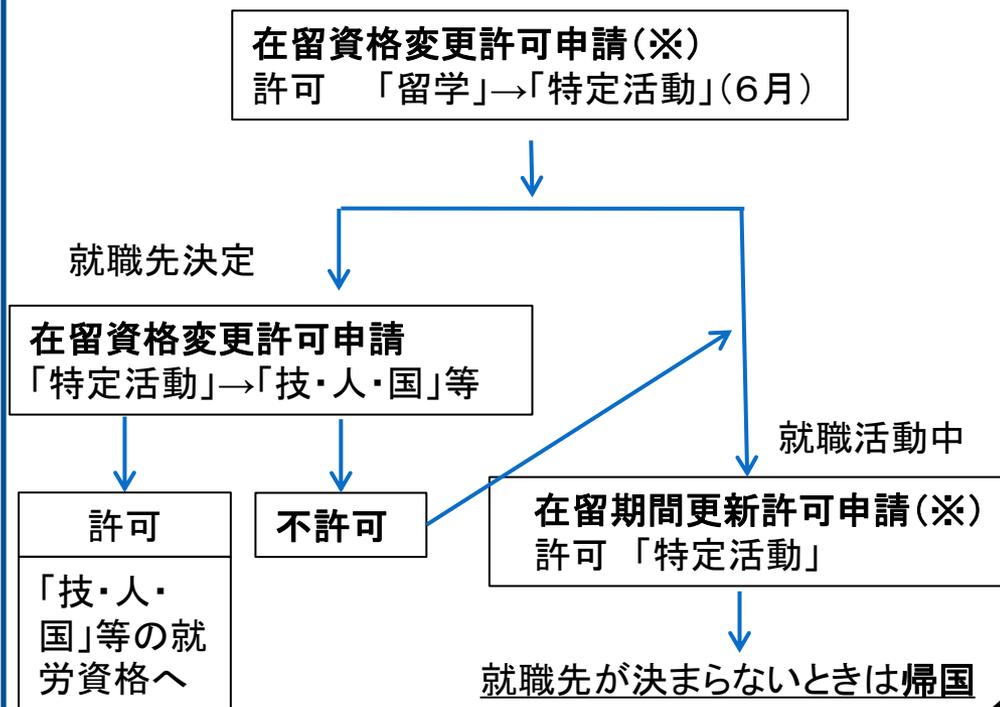
【条件】

-
-
-

4 帰国(管理指針第4)

(3) 継続就職活動

就職活動の流れ(例)



※ 直前まで在籍していた専修学校からの推薦状が必要

推 薦 状

年 月 日

_____ 出入国在留管理局長 殿

下記の者については、本校を卒業後、本邦において就職活動を行っており、就職活動を継続するに当たって、

1. 資格外活動を行う場合には、許可される範囲内で資格外活動を行うこと。
2. その他日本国法令を遵守することを指導しており、就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

記

氏 名 _____
国籍・地域 _____
住 居 地 _____
生 年 月 日 _____ 年 月 日

推薦者 _____
学校名 _____ 印

(注) 申請に当たっては、「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可」のうち、該当しないものを二重線で消去してください。

在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請手続の詳細はこちら(出入国在留管理庁HP)
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>

4 帰国(管理指針第4)

(3) 継続就職活動

〈卒業時〉

⇒就職活動は？

〈在留資格「特定活動」変更後〉

⇒継続的な就職活動は？

ポイント「受入数」

管理指針第1の2

原則

(対象 専修学校専門課程)

■ 日本語学科がない学校

→ **入学許可者数**を総入学定員数の1/2以内とすること
(※原則は学則上の全ての学科の入学定員を合算する)

■ 日本語学科がある学校

→ **留学生総数**を総定員数の1/2以内とすること

ポイント「受入数」

管理指針第1の2

学科名	修業年限	入学定員	総定員
A学科	1年	80	80
B学科	2年	40	80
C学科	2年	40	80
全学科合計		160人	240人

(例) 日本語学科がない専門学校

○ 総入学定員の1/2⇒**入学許可者数**を80人以内
(総入学許可者数)

✕ 総定員の1/2⇒**留学生総数**を120人以内

在籍可能 (最大)		
学科	年次	上限
A	1年次	40
	-	-
B	1年次	20
	2年次	20
C	1年次	20
	2年次	20
計		120

※Aは修業年限1年のため、在籍可能な人数は最大120人(常時)。

例外：下記の要件を満たし、事前申出を行うことで1/2を超える受入可能

- ①「非適正校」判定が受入予定年度前年から過去4年間に1回以下。
- ②受入の組織体制を十分整備し段階的に増加させる。
- ③要件を満たさなくなったら受入数を2分の1以内に戻す。
- ④年2回(5月・11月)所轄庁へ定期報告を行う。

外国人留学生キャリア形成促進プログラム(文部科学省)

(専修学校専門課程の学科を対象)

目的:外国人留学生のキャリア形成促進

概要:日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図る。

※認定数:全国 東京都

(要件)

(1)職業実践専門課程認定に関すること。

(略)

(2)設置者の財務条件について。

(略)

(3) 認定を受けようとする学科は、**日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でなければならないこと。原則として、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であること。**ただし、認定規程第2条第1項第3号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が2分の1の範囲内であることを求められないこと。

(4) **外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他認定規程第1条に規定する目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。**

相談

- ◆ 「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」
※リンク内掲載 [私立専修各種学校|認可等の手続き|東京都生活文化スポーツ局](https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/ninka/0000000074)
(<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/kankeisya/ninka/0000000074>)
専門学校・各種学校における留学生の受入れについて
→「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」(PDF:184KB)

- ◆ 「留学生の生活指導のための手引2020」(令和2年12月改訂)
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/files/0000000074/52ryugakusei_tebiki2020.pdf

- ◆ 留学生等指導相談(委託)
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
電話 03-5388-0506 月・水・金(祝日除く) 9:30~17:30
過去の相談事例Q&A掲載。メール相談可。
<https://tsk.or.jp/foregner/index.php>

- ◆ 賃貸住宅トラブル防止ガイドライン
(東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課)
「～賃貸住宅紛争防止条例&賃貸住宅トラブル防止ガイドライン 概要版～」
https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-23-juutaku.htm
※複数言語対応



NEW !